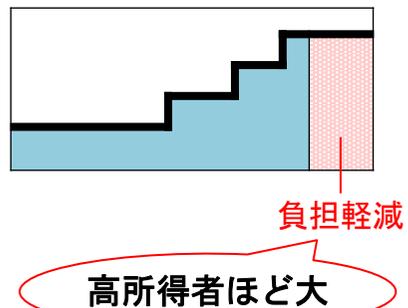
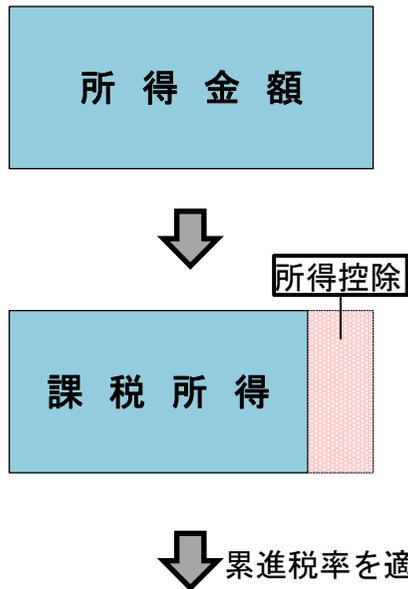


所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

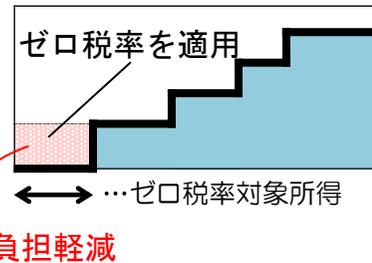
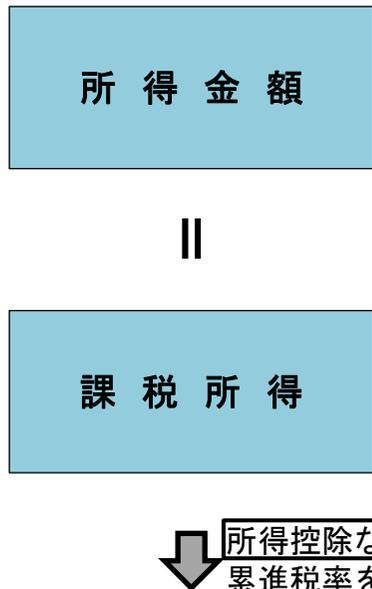
① 所得控除

所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



② ①ゼロ税率 (ドイツ・フランス)

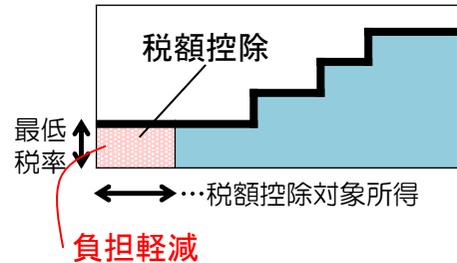
課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



所得水準によらず一定

③ ②税額控除 (カナダ)

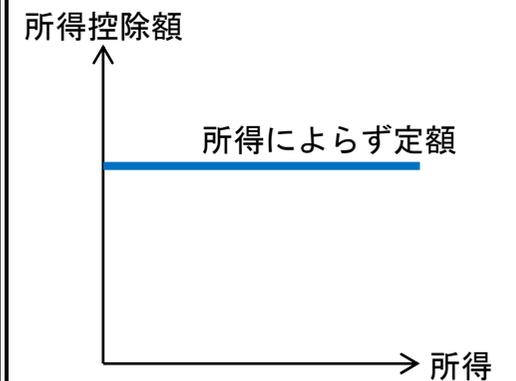
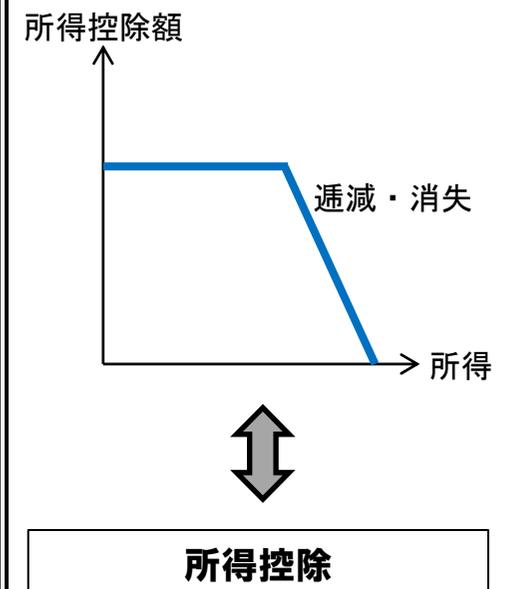
一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



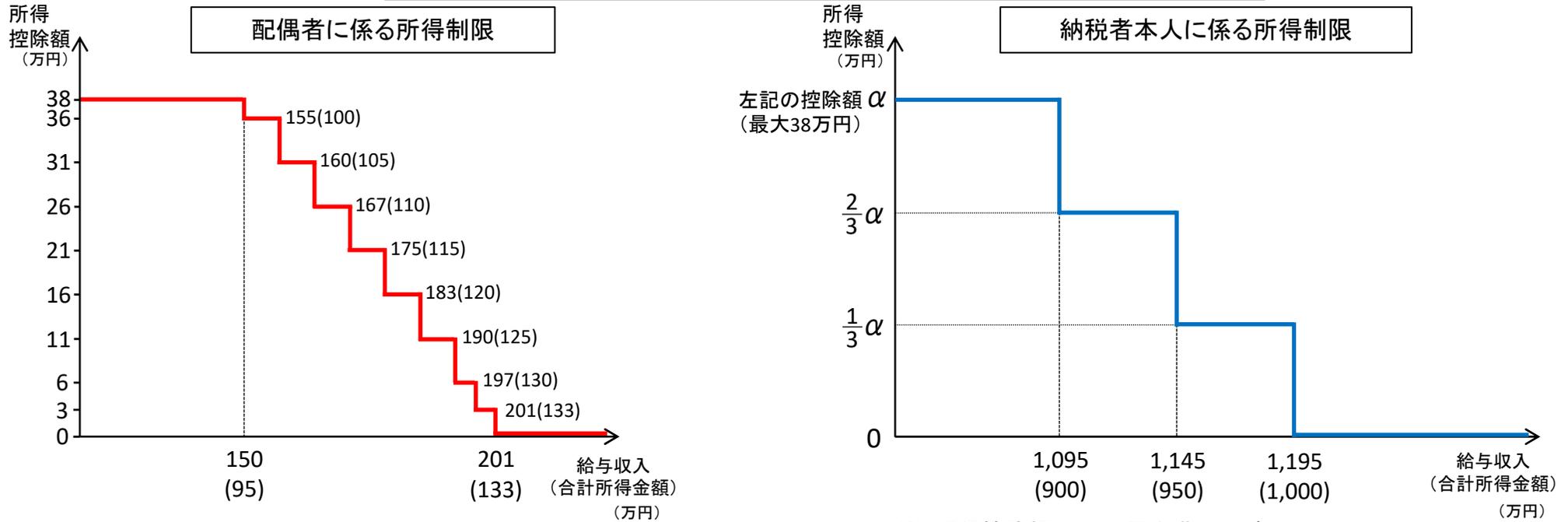
所得水準によらず一定

④ ③所得控除 (アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



配偶者控除等の控除額を納税者本人の所得に応じて 逡減・消失させていく仕組み（平成29年度改正）



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入 (合計所得金額)

(単位: 万円)

	配偶者控除 ※	配偶者特別控除									
	~103 (~48)	~150 (~95)	~155 (~100)	~160 (~105)	~167 (~110)	~175 (~115)	~183 (~120)	~190 (~125)	~197 (~130)	~201 (~133)	201~ (133~)
納税者本人の給与収入 (合計所得金額)											
~1,095 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,145 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,195 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,195~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入 (合計所得金額) が、①~1,095万円 (~900万円) の場合、控除額48万円、②1,095~1,145万円 (900~950万円) の場合、控除額32万円、③1,145万円~1,195万円 (950~1,000万円) の場合、控除額16万円、④1,195万円超 (1,000万円超) の場合、適用なし。

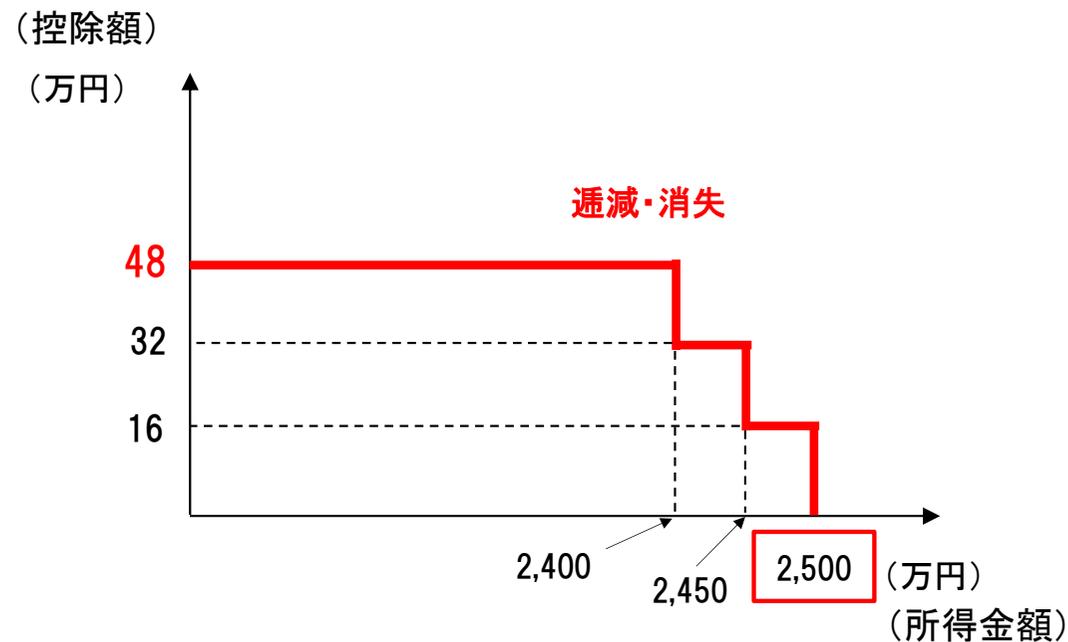
(注) 納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除 (給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用) の適用がないものとしている。

基礎控除の適正化（平成30年度改正）

- 基礎控除は生活保障的意味合いから設けられているが、所得が高いほど税負担の軽減額が大きい。
- 生活に十分余裕のある者には措置する必要はないという考えに基づき、控除額について、所得2,400万円超から逡減、2,500万円超(0.3%)で消失させる。

[令和2年(2020年)分以後の所得税について適用]

見直し後



※ 個人住民税の基礎控除額は、それぞれ43万円、29万円、15万円。

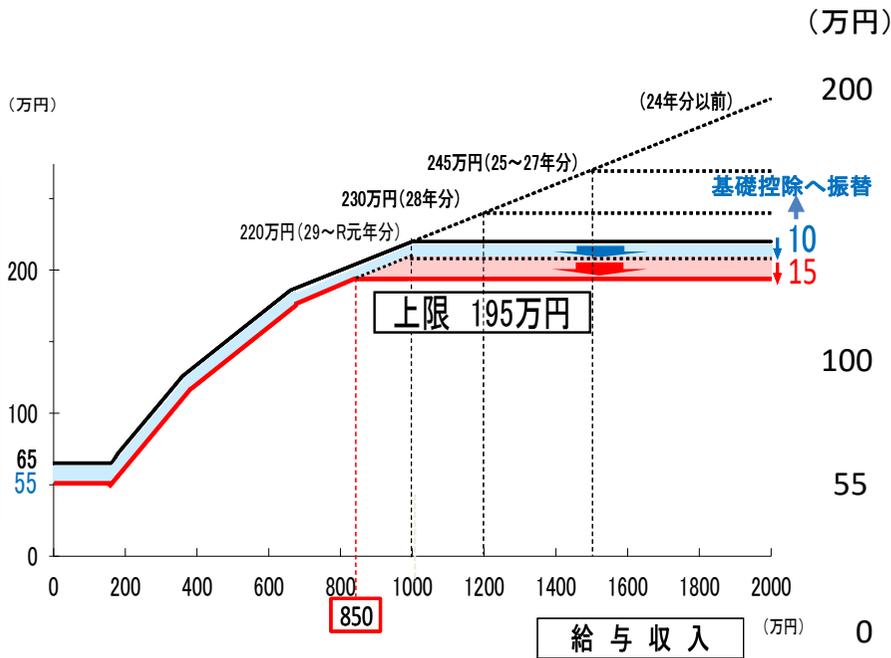
所得制限のある所得控除

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件
			所得税	住民税	
基礎控除	昭和22年 (1947年)	本人	最高48万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が逡減)
配偶者控除	昭和36年 (1961年)	生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
ひとり親控除	令和2年 (2020年)	現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下

給与所得控除の適正化

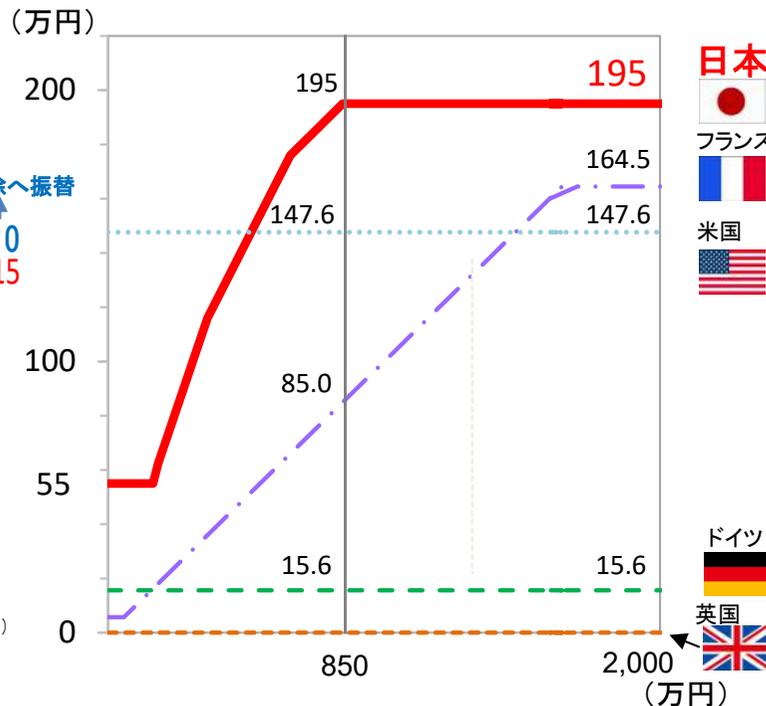
- 給与所得控除は、勤務関連経費を大幅に上回る水準。主要国の水準と比べても圧倒的に高い。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。
(給与1,500万円→1,200万円→1,000万円→850万円)
【平成28年分～】【平成29年分～】【令和2年分～】

平成30年度改正 (令和2年分から適用)



(注) 子育て世帯等には、改正による負担増が生じないよう、所得金額調整控除(最大15万円)の適用がある。

給与所得控除の国際比較



(注) 米英独仏については、2022年1月現在。

会社員の経費

「家計支出」のうち、会社員の勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

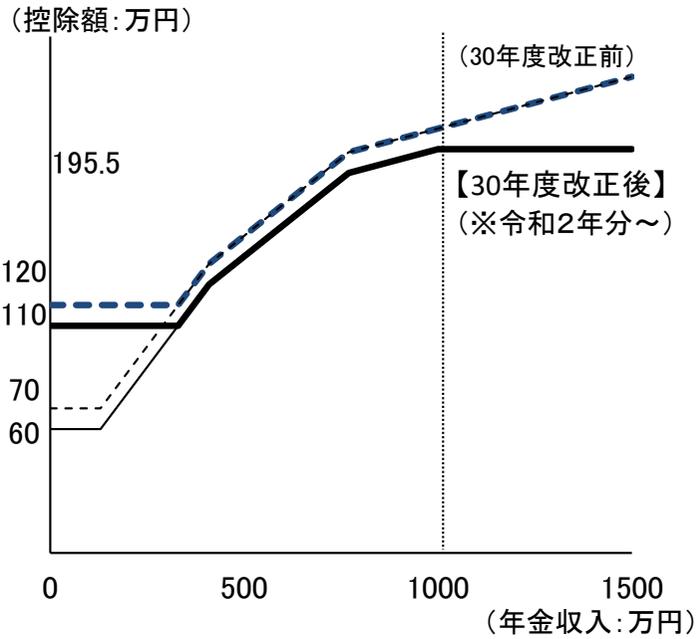
	世帯年収	会社員の勤務関連経費 (注)
平均	731万円	20.4万円
年収5分位階級の最上位平均 (962万円以上)	1,184万円	28.8万円

(注) 衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、ごっこい、つきあい費 (家計調査調べ)

公的年金等控除の適正化

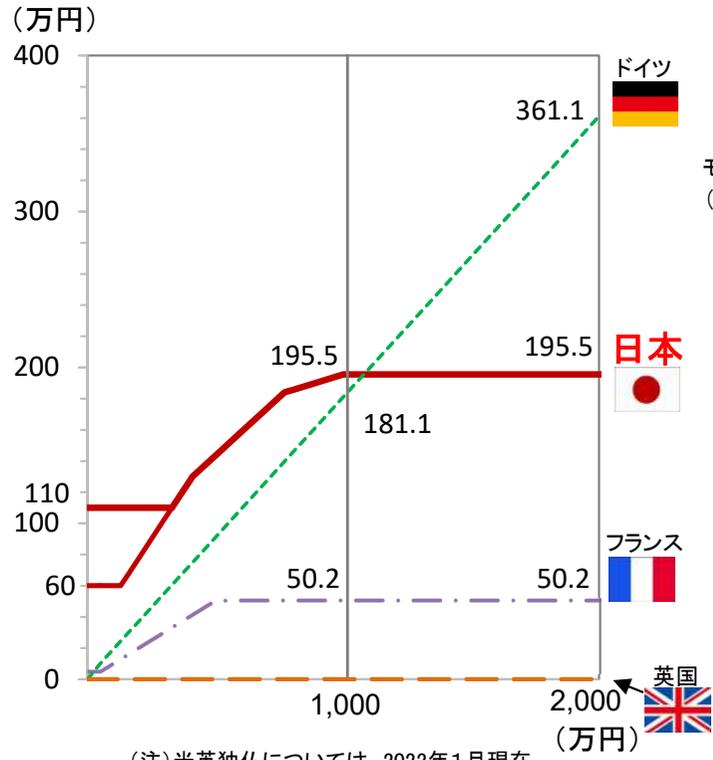
- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度となっていた。
 - 平成30年度税制改正において、公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設けることとされ、
 - ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げることとされた。
- [令和2年分以後の所得税について適用]

平成30年度改正(65歳以上の場合)



(注) 年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げ。

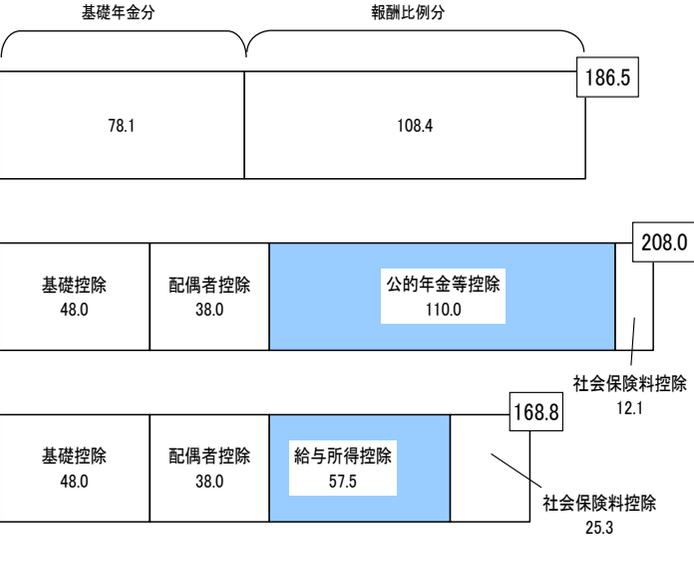
公的年金等控除の国際比較



(注) 米英独仏については、2022年1月現在。

モデル年金額と課税最低限

※モデル年金額：平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額



- (注1) 年金受給者の課税最低限については、本人は65歳以上、配偶者は70歳未満として計算している。
- (注2) 課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。